

2024年10月2日

## パートタイマーの賃上げおよび人事制度改定について

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、パートタイマーのエンゲージメント向上と優秀な人財の確保を目的に、賃上げおよび人事制度改定を実施しますので下記の通りお知らせいたします。

当金庫では「人財」こそがもっとも重要な財産と位置付けており、職員およびパートタイマーの主体的・能動的な成長を促し、自らの能力を高め、高い付加価値を生み出すことのできる組織の実現に向けて、人的資本経営の高度化を図っております。その一環としてこのたび、パートタイマーの時給を一律50円引き上げるとともに人事制度改定を実施します。当金庫では2024年4月に職員に約6%のベースアップおよび賃上げを行い、パートタイマーの時給についても、勤務日数など一定の勤務条件を満たすパートタイマーの時給を最大200円引き上げいたしました。今回はこれに続く賃上げとなり、魅力的な賃金水準を実現することで、人財確保に向けた競争力の強化を図ります。

今後もすべての人財の活性化により、金融支援の枠を超えた、新たな価値の提供に取り組み、地域で最も信頼される、なくてはならない金融機関を目指してまいります。

記

### 1. パートタイマーの時給推移

< 新規採用時給 >

	～2024年3月	2024年4月～	2024年10月～
ロングパートナー	1,100円	1,300円	1,350円
ショートパートナー	1,100円	1,100円	1,150円

## 2. 人事制度の改定

### (1) パートタイマーの呼称の見直し

職員との「協働」と「業務に対するより一層の主体性」を期待し、呼称の見直しを行います。

改定後	改定前
・パートナー（ロング・ショート）	・パートタイマー（長期・短期）
・エキスパートナー	・上級パート

\* 社会保険加入区分に基づく長期・短期の呼称はロング、ショートに変更します

### (2) エキスパートナーおよび職員登用選考における勤続年数要件の見直し

当金庫では本人の能力に応じた処遇体系とするため、2024年1月より職員の昇進昇格選考における在職位・在級経験年数基準を廃止しております。

この取り扱いに準じ、エキスパートナーおよび職員登用基準の勤続年数に関する要件の見直しを行い、優秀な人財のキャリアアップを支援します。

### (3) 65歳以降の勤務形態の拡充

2023年11月人事制度改定により、職員が65歳到来時に基準を満たした場合、嘱託職員Ⅰ、嘱託職員Ⅱ、非常勤嘱託職員を希望することができるようになりました。

定年を迎えたパートナーについても、基準を満たす場合、ショートパートナー・ロングパートナーを希望できる制度に変更します。

	改定後	改定前
65歳以上の勤務形態	ロングパートナー ショートパートナー	ショートパートナー

### (4) 柔軟な働き方への対応

ライフステージに応じた両立支援の観点から、1日あたりの最低就業時間の見直しを行い、扶養範囲内で勤務するパートナーの柔軟な働き方を支援します。

	就業時間
改定後	・9:00～17:00の間で1日 <b>3時間45分以上</b>
改定前	・9:00～17:00の間で1日 <b>6時間以上</b>

(5) 制度改定日

・ 2024年10月1日

以 上